

大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、建設産業の女性活躍を図るため、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領(令和7年4月1日伺定。以下「実施要領」という。)に基づき、県内建設業者等が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) 誓約書(第4号様式)
 - (4) 建設ディレクター育成講座の受講料、検定開催日時等が確認できる書類の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、次の関係書類を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (ア) 変更承認申請書(第5号様式)

(イ)変更計画書(第6号様式)

(ウ)変更収支予算書(第7号様式)

- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4)この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6)その他、大分県補助金交付規則、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1)補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2)補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 第4条第1項の規定による変更の承認に伴う規則第6条の規定による補助金の交付決定の変更通知は、第9号様式により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第12号様式)
- (2) 収支精算書(第13号様式)
- (3) 受験者が建設ディレクターに認定されたことが確認できる書類の写し
- (4) 請求書または領収書等、支出を証明する書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から適用する。

別表

補助対象経費	補助率・補助金額	
	補助率	補助上限額
実施要領で定める補助対象事業者のうち、一般社団法人建設ディレクター協会が開催する建設ディレクター育成講座の受講料	1/4	1人当たり 82,500円 (1補助事業者2人まで) ※補助上限額は、令和7年度以降に本補助金の交付を受けた額を控除する。

※受講者が建設ディレクターに認定されなかった場合は補助金を交付しないものとする。

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に100円未満の端数が乗じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第1号様式(第3条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

担当者

連絡先

年度において、建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金金 円を交付されるよう、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定 年 月 日

3 添付書類

(1)導入計画書(第2号様式)

(2)収支予算書(第3号様式)

(3)誓約書(第4号様式)

(4)受験予定者の標準報酬決定通知書(写)又は雇用保険等被保険者資格取得確認通知書(写)

(5)建設ディレクター育成講座の受講料、検定開催日時等が確認できる書類の写し

(6)その他知事が必要と認める書類

事業実施計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1)実施予定期間 年 月 日から 年 月 日

(2)受験予定者(建設ディレクター育成講座)

①	氏名	
	生年月日	
	性別	
②	氏名	
	生年月日	
	性別	

※1補助事業者につき2人までとなります。

(3)資格取得により見込まれる効果

--

(4)事業日程

日程	内容	備考

2 事業に要する経費

項目	予算額	うち補助対象経費	積算内訳
建設ディレクター育成講座受講料	円	円	
計	円	円	

※ 県以外の補助金の活用予定 有 ・ 無

県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の4分の1相当額	県費補助金
円	円	円

第3号様式(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
その他補助金	円	
事業者負担分	円	
計	円	

2 支出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
建設ディレクター 育成講座受講料	円	
計	円	

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

所在地

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日

代表者性別

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式(第4条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地

商 号

代表者

担当者

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった

年度建設産業女性人材確保・活躍推進事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後交付申請額

変更前	円
変更後	円
差引額	円

3 添付書類

- (1)変更計画書(第6号様式)
- (2)変更収支予算書(第7号様式)

変更計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1)実施予定期間 (変更前) 年 月 日から 年 月 日
 (変更後) 年 月 日から 年 月 日

(2)受験予定者(建設ディレクター育成講座)

(変更前)

①	氏名	
	生年月日	
	性別	
②	氏名	
	生年月日	
	性別	

(変更後)

①	氏名	
	生年月日	
	性別	
②	氏名	
	生年月日	
	性別	

※1補助事業者につき2人までとなります。

(3)資格取得により見込まれる効果

(変更前)

--

(変更後)

--

(4)事業日程

日程	内容	備考
(変更前)		
(変更後)		

2 事業に要する経費

項目	予算額	うち補助対象経費	積算内訳
(変更前) 建設ディレクター 育成講座受講料	円	円	
計	円	円	

(変更後) 建設ディレクター 育成講座受講料	円	円	
計	円	円	

※ 県以外の補助金の活用予定 (変更前) 有 ・ 無
 (変更後) 有 無

県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の4分の1相当額	県費補助金
(変更前) 円	円	円
(変更後) 円	円	円

第7号様式(第4条関係)

変 更 収 支 予 算 書

1 収入

項 目	予 算 額	備 考
	(変更前)	
県費補助金	円	
その他補助金	円	
事業者負担分	円	
計	円	
	(変更後)	
県費補助金	円	
その他補助金	円	
事業者負担分	円	
計	円	

2 支出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	(変更前)	
建設ディレクター 育成講座受講料	円	
計	円	
	(変更後)	
建設ディレクター 育成講座受講料	円	
計	円	

第 号
年 月 日

殿

大分県知事
(公印省略)

年 月 日付で交付申請のあった上記の補助金については、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱第5条の規程により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) 補助事業の内容(貸上げ枠から通常枠への変更を含む)又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、変更承認申請書(第6号様式)に変更導入計画書(第7号様式)及び変更収支予算書(第8号様式)を添付のうえ、知事に提出し、その承認を受けること。なお、補助事業の内容変更において、通常枠から貸上げ枠への変更はできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) その他、大分県補助金等交付規則、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業実施要領及び大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (7) この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
 - (ア) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (イ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

土木建築部土木建築企画課
建設業指導班 ○○(電話 - -)

第9号様式(第5条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事
(公印省略)

年 月 日付で交付申請のあった上記の補助金については、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規程により下記のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |

土木建築部土木建築企画課
建設業指導班 ○○(電話 - -)

第10号様式(第8条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(申請者)
所在地

商 号

代表者

担当者

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金 円を
精算払いの方法により交付されるよう、大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業
費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

(補助金振込先口座)

・ 振込先銀行名 銀行 本・支店

・ 口座名義

・ 口座種別 普通 ・ 当座

・ 口座番号

第11号様式(第9条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

(申請者)

所在地

商号

代表者

担当者

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助金について、下記のとおり実施したので大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 添付書類

(1)事業実施報告書(第12号様式)

(2)収支精算書(第13号様式)

(3)受験者が建設ディレクターに認定されたことが確認できる書類の写し

(4)請求書または領収書等、支出を証明する書類の写し

(5)その他知事が必要と認める書類

事業実施報告書

1 当該補助事業に係る実施状況

(1) 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日

(2) 受験予定者(建設ディレクター育成講座)

①	氏名	
	生年月日	
	性別	
②	氏名	
	生年月日	
	性別	

(3) 事業効果

--

(4) 事業日程

日程	内容	備考

2 事業に要した経費

項目	精算額	うち補助対象経費	積算内訳
建設ディレクター育成講座受講料	円	円	
計	円	円	
	予算額	うち補助対象経費	
	円	円	
	予算増減額	補助対象経費増減額	
	円	円	

※ 県以外の補助金の活用の有無 有 ・ 無

県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の4分の1相当額	県費補助金
円	円	円

第13号様式(第9条関係)

収 支 精 算 書

1 収入

項 目	精算額	予算額	増減額	備考
県費補助金	円	円	円	
その他補助金	円	円	円	
事業者負担分	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支出

項 目	精算額	予算額	増減額	積算内訳
建設ディレクター 受講料	円	円	円	
計	円	円	円	

第14号様式(第10条関係)

年度大分県建設産業女性人材確保・活躍推進事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事
(公印省略)

年 月 日付で提出のあった 年度大分県建設産業
女性人材確保・活躍推進事業費補助金実績報告に基づき、 年 月 日
付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円に
ついては、金 円に確定したので、大分県建設産業女性人材確保・活躍
推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

土木建築部土木建築企画課
建設業指導班 ○○(電話 - -)